

第4回 豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 議事録要旨

注) 議事録については、発言内容を一言一句正確に整理したものではありません。発言内容をもとに一部表現(文言)を変えて表記している箇所があります。

日 時 2020年11月30日(月) 9:30～11:25

会 場 豊岡市役所立野庁舎 1階 多目的ホール

出席者 田垣委員、米田委員、中井委員、足立委員、宮下委員、大垣委員、
國下委員、中奥委員、大江委員、船谷委員、久木田委員、柳委員、
松本委員(欠席: 浜上委員、中川委員、岡垣委員、小西委員)

1. 開会

2. あいさつ

委員長:

- ・ 今月に入ってから豊岡市にもコロナの感染が押し寄せている。今日は第4回で最終段階であるが、よろしくお願いします。12月3日～9日まで障害者週間であるが、市民がどのくらい認知しているのか、こちらからのアピールが少ないのかと思っている。

事務局:

- 事務局より、出欠確認
- ・ 欠席: 浜上委員、中川委員、岡垣委員、小西委員

3. 協議事項

(1) 第3回障害者福祉計画策定・推進委員会の意見に対する考え方について 資料1

- 事務局より、資料1に基づき説明。

M委員:

- ・ 前回の課題について反映したようだが、虐待の箇所について課題認識が足りないのではないか。文言として簡単すぎるように思う。障害者虐待の防止としているが、障害児に対する児童虐待については、もっと明確に書くべきではないか。再考をお願いしたい。

事務局:

- ・ 事業所での虐待については、市で対応しないといけないが、養育者の虐待となるとこども家庭センターとの連携が必要と思われるので、実情も踏まえながら検討する。

委員長:

- 障害児虐待は全国的にも事例があがっているのので、計画にはっきりと表記すればと思う。

(2) 障害者計画の素案について、施策について 資料2

●事務局より、資料2に基づき説明。

M 委員：

- 虐待について障害者しか記載がないので、障害児について別を書いてほしい。障害者虐待防止法、児童虐待防止法と法律でも違うので別々に記載が必要ではないか。児童虐待の対応は、豊岡市こども支援センターが関係し、こども家庭センターにもつながる。

O 委員：

- 児童虐待について苦慮しているところである。特に発達障害について、早期からの対応が必要であり、民生委員や地域、社会福祉課だけでなく他部署で連携して取り組んでいただきたい。

事務局：

- 障害者、障害児では法律が異なり、関わる機関も異なるので、その辺りが明確になるように記載を検討したい。

C 委員：

- (資料2 p15) 防犯・防災施策の促進で、「避難行動要援護者の個別支援計画の作成」を新規で記載されているが、個別支援計画の作成は、防災課から各区に避難行動に支援が必要な方に計画書を作成するよう毎年来る。市街地で、すべての区がこの計画書を作っているわけではないが。
- 現在の個別支援計画書では、Aさんには誰が個別に対応するとあるが、健常者と障害者を区別されていない。健常者と障害者を別々に作成するのか。
- (資料2 p16) 「災害時・緊急時における情報提供の充実と対応の検討」で、「一般の避難所内」とあるが、これは豊岡市が指定する避難所なのか。

事務局：

- 個別支援計画作成については、従前からなので継続事業となる。実際に、誰が誰をとということ、備考欄に車椅子対応などについて記載しているが、健常者と障害者を区別していない。
- 一般の避難所については、豊岡市で指定している避難所である。避難所の中に福祉避難室がなかなか確保できないが、一定の配慮が必要ということで防災課と確認しているところである。

J 委員：

- (資料2 p14) 「障害のある人の住まいの支援」について、自立支援協議会ではしおりを活用して、不動産業者に情報提供し支援しているが、公営住宅の空室活用を削除されているが再考してほしい。
- 保証人に関しては、しおりはできたところであるが、保証人がいなくて困っておられる場合があります検討してほしい。削除されているところが、調査・研究に含まれて

いるのであればよいが。

事務局：

- 現計画では、特定の住宅を対象とした文言であったため、それが解消されたことで削除している。具体的には、但東町の市営住宅がずっと空室だったが、現在は使われていることから、削除している。
- 公的保証人については家賃債務保証制度があるので、不動産業者もその制度の活用ができるのではないかとということで削除している。

委員長：

- （資料2 p14）「グループホームの整備を支援するとともに、地域の障害に対する理解の促進に努めます。」の後に、具体的な記載を追加したらどうか。「障害者やその施設等について、地域で理解してもらうために区長会で検討する。」などがあるとよいと思うがどうか。

事務局：

- 地域福祉計画の中でそのような話をいただいていた。今まで区長会で障害についての理解を深めるようお願いする機会を持てていなかった。障害者や施設についても理解を深めてもらうために、区長会、民生委員も含めて、計画の考え方も説明しながらご理解をしていただくよう進めていきたい。

N 委員：

- （資料2 p14）障害福祉計画の中で挙げられていた課題がクリアされているのであれば消せばよいと思う。今は、グループホームを作っていくというよりは、グループホームから次のステップへととなっているが、知的障害の方の地域移行はほとんど進んでいない実態がある。保証人についても市営住宅でも2人必要であるが、これは条例改正で対応して解決できるのではないか。この問題は6、7年経過しているが、改善していない。
- 個人的にはこれは解消されていないのではないかとと思うので、消す必要はないと思う。障害のある人も、当たり前にも公営住宅に住めるということになっている必要がある。

委員長：

- 先日のNHKの番組で、障害のある方の自立生活が実現できているかという話題で、身体障害者、精神障害者の十数パーセントに対して、知的障害者は3パーセントということであった。実際は、まだグループホームのニーズは高いと思う。そういう意味では、公営住宅等の一室を使うというニーズは、まだ高いのではないか。

事務局：

- 公営住宅の空室活用については、連帯保証人2名となっているが、それを省略することを検討するというのではなく、但東町の市営住宅をグループホームとして転用していくという空室活用として記載していたが、解消したので削除している。
- 公的保証人については、自立支援協議会の中でも議論をしてもらっているが、高齢者については、高齢者財団で保証制度を設けていること、保証人がいなくても身元保証、緊急連絡先等について障害者の支援機関が代替で記載ができれば、それで対応できる一般住宅もあるということを不動産業者との意見交換の中で確認しており、

市としても公的保証人制度を設けるのは難しいことから、その方向で取組むとなり、公的保証人については記載していない。

委員長：

- 公営住宅は他にもたくさんあり、地域によっては空室もあると思うので、削除した部分を戻すことは無理なのか。

事務局：

- 公営住宅で空室が出た場合は入居者を募集するので、障害者と健常者で区別することはないので、障害者の方も入居できる。

A 委員：

- 話がかみ合っている個所とそうでない箇所がある。
- 市営住宅で募集をしても全く入居者が全く埋まらないということは実際にはあるのか。特に、旧豊岡市などは人気があるので空室はないのではないかな。そういうところがあれば活用すればどうかという意見かと思った。

委員長：

- 不便なところというわけではないが、市街地に関しては抽選があるぐらいであるが、敢えて公営住宅で確保するということから、障害者福祉の啓発にもなるのではないかなと思っている。実際、空室があって困っているところはないのか。

事務局：

- 募集しているが空室になっているかどうかについては、建築住宅課に確認する。空室があるのであれば、空室活用について今後検討する必要があると考えている。その場合には、このまま掲載するかどうかは検討する。

N 委員：

- 以前の会議で、建築住宅課から空室について聞いたところでは、市営住宅には空室はあるが、老朽化しており、市としては費用をかけて改修はしたくない、また、最終的には解体したいので、空室の再利用までは難しいという住宅施策であったと記憶している。
- 不動産業者については、岡山で頑張っている不動産業者に講演を依頼したが、講演前に電話した時に、自分の息子が知的障害で、豊岡で部屋を借りたいので不動産業者に申し込みの電話をしたが、十数件電話をしてほとんど断られたということ話をされていた。
- 制度はあることは知っているが、その利用実態は変わっていない。市としては制度があるのでよいということであれば計画を作る必要はないのではないかな。分析もして実態として問題がないならよいが、問題が残っているのであれば、市としてどこまでカバーするかを記載すべきではないかな。徐々にハードルは下がっているという感じは持っているので、もう少し具体的な記載が必要だと思う。
- グループホームのことだけを書けば障害者の住居が確保されたことになっていないので、バランスのとれた記載が必要ではないかな。

A 委員：

- 住まいの箇所グループホームのことだけではなく、民間の空き家の問題についても記載をすればどうか。空き家問題は豊岡市でも郊外だけでなく中心部でも問題になっており、それをどう活用するかを記載すればどうか。
- これは地域福祉計画で議論をしたような気がするが、空き家問題は、家主、入居者、地域、支援者、市などいくつかのステークホルダーが入ってくるので、それを踏まえて記載が必要である。
- 豊岡市は差別解消法の問題は大きく出てこないが、不動産業者が障害者を理由もなく断った場合は差別解消法の合理的配慮になっていないため法律違反になる。不動産業者にもご理解いただく必要がある。ただ、豊岡市では自立支援協議会でここ数年議論しているように、不動産業者の中にはこの問題に積極的に取り組もうとしているところもある。

事務局：

- 空き家の活用はご意見の通りだと思う。活用策について、こちらで記載できればと考えている。

N 委員：

- （資料 2 p 11）理解促進について、最後の「ピアサポーターなどを活用することを検討します。」とあるが、市は既に活用しているので、検討ではなく、活用しています、ではないか。
- （資料 2 p 10）リハビリテーションについて、医療・保健の分野に書いてあるので、医療的なことを指しているのか、あるいはもっと幅広いリハビリテーションのことを意味しているのか。リハビリテーション体制の充実で、「重度の肢体不自由の方が、定期的にリハビリテーションの利用ができるよう支援します。」とあるが、具体的にどこかの医療機関で訓練が受けられるようなことをイメージしているのか、あるいは、もっとリハビリテーションの体制づくりという意味で、豊岡市もリハ職を行政で雇用するというようなことを想定しているのか。大阪の大東市ではそのようなリハビリテーション課がある。どこまでコンセンサスが得られているのか。

事務局：

- p 11、ピアサポーターについては表現を検討する。
- p 10、リハビリテーションが定期的に利用できるよう支援するというのは、今年度から県の事業で、肢体不自由の 1、2 級の方に訪問リハビリテーションを利用される場合に市も一緒になって補助をするので、その点について記載している。

A 委員：

- 業界用語で意味が分からないのではないかと思いますので発言する。
- リハビリテーションは日本では一般的な、医学的リハビリテーションを指すが、リハビリテーションは、元々、アメリカで始まったものであり、医学的リハビリテーションだけではなく、特別支援教育（教育リハビリテーション）、職業リハビリテーション、社会的リハビリテーションなどがあり、かなり包括的な言葉である。
- このような幅広い意味合いも含めての医学的リハビリテーションかという意味だと思う。事務局の回答は医学的リハビリテーションでよいのか。

事務局：

- その通りです。

A 委員：

- 障害児の虐待については児童福祉法にあるので別に記載したほうが良いということであったが、このような場での議論ではなく、事務局と所長、委員長も入っていたいて議論されて詰めてもらえればと思った。
- （資料2 p 8）大人の発達障害者に対する個別相談体制の充実で、「心理士等」とあるが、「心理専門職等」と修正してほしい。心理士（心理師）は、臨床心理士（民間資格）と公認心理師（国家資格）とあり、公認心理師が増えてきているので。

N 委員：

- 豊岡は発達障害支援の活動があって、ピアサポートのような当事者の方が当事者を支援する活動が芽生えており、よい活動だと思っている。最近、発達障害は過剰な診断があるが、それに対する支援は明確になっていない。今後は、当事者同士のサポート、社会的に認知が大事だと思っており、専門家の相談は大事であるが、それ以上に当事者同士のサポートを行政が支援していくという方針がある方が、障害のある人が社会参加できると思う。

副委員長：

- 北但広域療育センターでは、発達障害者の豊岡ブランチを運営しているが、心理専門職とした方が動きやすいと思う。発達障害の方のピアサポーターについては、保護者のペアレントメンターの的な部分を中心に、20代の発達障害の方がピアサポーターに、ということまでにはなっていない。そういった部分を意識付けができるのであれば啓発につながるのではないかな。

事務局：

- p 8、発達障害の方への個別相談体制の充実は、現時点でどこにもつながっていない方のことを想定して書いている。
- 当事者同士がサポートしながら、社会認知も進むということはその通りだと思う。この点は、障害福祉計画の活動指標として県からも連絡があり、発達障害の方への支援として、ペアレントトレーニング、ペアレントメンター、ピアサポーターの活動として挙げられているが、市として具体的にどうするか考え中である。県としてもまだ曖昧である。

委員長：

- 発達障害は年々増えているが、障害福祉サービスを希望していない発達障害の方もおられるので、そういうところにつなげることが大事であると思う。

O 委員：

- p 2、雇用・就労機会の拡充について、「法定雇用率の達成と民間事業主の率先垂範となるよう努めます。」とあるが、「努めます」よりは、「進めます」とはっきりと記載したらどうか。法定雇用率も 0.1 パーセント上がるので、豊岡市として進めていただきたい。

事務局：

- 豊岡市役所も一事業所であるので、民間事業主の達成を促進する意味で、市として

率先していくために書いている。

- ・ 「努めます」を「進めます」と記載する点については、担当の人事課と調整する。

(3) 第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の素案について、・障害福祉サービス等の見込量及び確保のための方策について 資料3

- 事務局より、資料3に基づき説明。

委員長：

- ・ ピアサポートについては文言としては入っているが、数値は入っていない。

N委員：

- ・ ピアサポートは、国の施策の流れの中に入っただけではなく、来年度から福祉サービスの中にピアサポート加算も想定されており、ピアサポートの体制づくりを精神だけでなく発達障害も含めた他の障害でも評価しようという流れになっている。豊岡市では精神では進められているので、全国に立ち遅れているわけではない。発達障害の方でも前向きな活動もあるので、研究のレベルで良いのでこういう記載でよいと思う。
- ・ (資料3、p4) 地域移行支援の文言で、長期入院の記載があるが、精神障害者の地域移行の制度は、今は、入院期間に関係なく入退院を繰り返している人も含まれ、よりスムーズに退院できるシステムを国が制度として認めている。豊岡病院では長期の人はいないが、入退院を繰り返している人が障害福祉サービスをあまり使わないで退院してしまうと、保護者の負担になったりするので、多くの人たちに地域移行を使ってもらおうとしている。精神障害者の地域移行について一定進んでいる中で、今後、入院期間に関係なく必要な人たちがより使えるようにしていただくというのが制度的な理解ではないかと思うので、その辺りの書き方を配慮してほしい。
- ・ 自立生活援助については、市内に事業所がないのでぜひ支援いただきたい。地域定着と併用できない制度であり、自立生活援助の方が単価も高く、サービスを使うことでより多くの人たちが自立生活でき、グループホームから一人暮らしを支援する仕組みなので、ぜひ支援をいただきたい。実績はないが数字を挙げてもらっているので、市として意図をもって進めるようにしていただきたい。

事務局：

- ・ 地域移行支援については、制度の考え方をしっかり押さえていきたい。
- ・ 自立生活援助については現在、市内に事業所はないが、地域定着支援の事業所はある。
- ・ 地域定着支援と自立生活援助を、障害のある方の必要なサービスとしてどのように位置付けるか研究を進めていきたい。

O委員：

- ・ 新規の活動指標として、ペアレントトレーニングをいれているのは良いと思う。子どものことに関して、民間や親の会では聞いているが、但馬では少ないと思っていた。ただ、多くが大学のサポートなど、しっかりした支援を受けていかないとなかなか難しいと思っている。市としては、どのようにするかプランがあれば教えてほしい。

事務局：

- 現在、プランはないが、今後調整をしていきたい。

委員長：

- 専門性もあるので、今後検討してもらって、目標値も挙げていただきたい。

4. その他

(1) パブリックコメントについて 資料4

- 事務局より、資料4に基づき説明。

A 委員：

- パブリックコメントに意見を出せる人の条件は何かあるのか。よくあるのは、市に在住、通勤・通学先が豊岡市ということであるが。市のホームページにはその掲載がない。

事務局：

- 市内在住、在勤、市外の方の区分けはしていない。
- 3年前は市内在住の方についてとしたが、結果的には市外からも意見があり、それには回答している。

(2) 次回の予定

事務局：

- 次回委員会、豊岡健康福祉センターで1月12日（火）13:30
- 新型コロナで開催が難しい場合は、書類を送付し、委員の方から書面でご意見を提出していただきたい。それを委員長、副委員長と確認し、計画（案）としてまとめる。

5. 閉会